

平成27年度の動き

平成27年度の本県の環境に関わる主な動きは、次のとおりです。

【宮崎県環境計画の改定】

本県の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めた基本計画である「宮崎県環境計画」の策定（平成23年3月）から5年が経過したことから、複雑かつ多様化した環境問題に適切に対応していくため、平成28年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする5か年の計画として中間改定を行いました（平成28年3月）。「日本のひなた『太陽とみどりの国みやざき』の実現」を基本目標に、「低炭素社会の構築」「循環型社会の形成」「地球環境、大気・水環境等の保全」「生物多様性の保全」「環境保全のために行動する人づくり」「環境と調和した地域社会づくり」の6つの分野別施策を展開し、本計画を着実に推進していきます。

【川の間発電所の整備】

本県の地域特性を生かした環境に優しい再生可能エネルギーの有効活用を図るため、諸塚村が農業用水を利用したマイクロ水力発電施設（出力18.8kw）の整備を行いました。

【本県の新エネルギー導入実績】

平成26年4月には、東日本大震災以降初めてエネルギー基本計画が策定され、「再生可能エネルギーについては2013年から3年程度導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく」ことが示されました。本県においても国が進める固定価格買取制度によって大規模太陽光発電設備などの導入が進み、平成27年度の新エネルギー導入量は発電で814,290kW、熱利用で63,125kLとなっています。

【宮崎県災害廃棄物処理計画の策定】

南海トラフ地震をはじめとする地震や風水害などの自然災害によって発生するがれき類、廃家電、津波堆積物などの廃棄物を、迅速かつ適正に処理し、県民の生活環境の早期復旧・復興に資することを目的として、平成28年3月に策定しました。

【宮崎県版レッドリストの改訂】

県内で絶滅の危機に瀕している野生生物の現状を明らかにし、その保護への取組の基礎となる資料を提供することを目的として、これまで定期的に宮崎県版レッドリストの改訂が行われており、前回の改訂から概ね5年となることから平成28年3月に宮崎県版レッドリストの改訂を行いました。

【鳥獣保護法の一部改正】

鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成についての措置を講じることを内容とする、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年5月29日に完全施行されました。これに伴い県では、有害鳥獣捕獲の許可対象者としての「認定鳥獣捕獲等事業者」の追加や、県が捕獲事業を行うことができる「指定管理鳥獣捕獲等事業」に関する記述の追加など、第11次鳥獣保護事業計画を変更するとともに、捕獲に向けた第二種特定鳥獣管理計画（シカ、イノシシ、サル）を策定しました。

【フロン排出抑制法の施行】

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）が改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」と名称を改め、平成27年4月1日から全面施行されました。これに伴い、第一種特定製品（業務用のエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器）の管理者には、「点検・整備記録簿の作成及び保存」、「簡易点検・定期点検の実施」、「フロン類算定漏えい量が一定量以上となった場合の国への報告」等が新たに義務付けられました。

【宮崎県環境影響評価条例施行規則の一部改正】

本県における環境影響評価（環境アセスメント）について、対象事業の種類や規模要件の細目等を定めている宮崎県環境影響評価条例施行規則を平成28年3月に一部改正し、一定面積以上の土地造成事業を新たに対象事業に追加しました。（同年10月1日施行）

この改正により、大規模太陽光発電所（メガソーラー）の設置など、造成を伴う一定面積（50ヘクタール）以上の開発事業について、環境影響評価の実施が必要となりました。